

伊方町立大久小学校いじめ防止基本方針

基本認識

いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されない。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起りうるとの認識に立ち、学校の内外を問わず、いじめの未然防止や早期発見に努める。いじめが発生した場合には、「暴力を伴ういじめ」、「暴力を伴わないいじめ」にかかわらず、被害者の側に寄り添って心身を保護するとともに、毅然とした態度で組織として対応する。

大久小いじめ防止対策委員会

目的… 学校が、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核的な役割を担うための組織である。

構成員… (校内) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、ハートなんでも相談員

(校外) P T A三役、校区内民生児童委員、駐在所警察官、警察協助員、人権擁護委員

役割 • いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを推進する。

• いじめの相談、通報を受け集約する窓口となる。

• いじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。

• 被害児童に対する支援、加害児童に対する指導体制や方針、保護者への対応を決定する。

• いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するための対処プランを策定し実行する。

• 「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかを点検し、その見直しを行う。

1 いじめを防止するために

- 「いじめ防止プログラム」を策定し、いじめを「しない」「させない」「許さない」環境を作る。
 - ・ 「いじめ防止プログラム」… 学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うための具体的な指導内容を定めたもの。
- 一人一人を大切にした授業を実践し、確かな学力を育成するとともに、規律ある集団作りを行う。
- 道徳教育や人権教育を充実させ、人権尊重の意識や思いやりの心を育てるとともに、いじめについて考え方話し合う機会を確保する。
- 行事や集会等を通して、コミュニケーション力を育成するとともに、児童会活動を活性化し、互いのよさを認め合える人間関係を育成する。
- 家庭と連携し、コンピュータゲームやインターネット、S N S等の使用状況について把握し、情報モラル教育を実施する。
- 家庭・地域との連携を深めるとともに、関係機関との情報共有を密にする。
- 教職員が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「学校いじめ防止基本方針」を児童や保護者に説明するとともに、ホームページで公表することでのいじめの抑止を図り、相談しやすい態勢を整える。

2 いじめを早期発見するために

- 「いじめ対応のポイント」等を活用して、いじめを積極的に認知できる資質を養うための職員研修を行う。

- 平素から児童との触れ合いを多くし、児童との信頼関係を深めるとともに、学級通信等を通じて、保護者との信頼関係も構築する。
- 「早期発見・事案対処マニュアル」に基づいて、定期的なアンケートや教育相談を実施し、実態把握に努め、結果の検証や対処方法を話し合い、いじめ防止対策委員会へ報告する。
- 職員朝礼、職員会や校内研修を通して、教職員間の情報交換の場を設定し、共通理解を図る。
- 特別な配慮が必要な児童について、家庭と連携をより一層密にする。
- ハートなんでも相談員により、児童の不安や悩み、ストレスを和らげ、早期発見に繋げる。
- 家庭・地域、関係諸機関との情報交換を行い、児童の健全育成に努める。

3 いじめを発見したら

- 全教職員で情報を共有し、校長の指導を受け、共通認識の下に対応する。
- 被害児童を全力で保護し、心身の安全・安定を確保するとともに、加害児童に対しては、毅然とした態度で指導し、教育的配慮のもと人格的成長を促す。
- いじめ防止対策委員会へ報告するとともに、校長のリーダシップの下で、組織的な指導・支援体制を整える。
- 校長の指導の下、関係する保護者への説明を行う。
- 必要に応じて、関係機関や専門機関と連携を図る。
- いじめの実態や経緯、指導の様子についての記録を蓄積し、適切に管理する。
- 次の2点から、いじめが解決したかを見極める。
 - ① いじめの行為が止んでいること（およそ3か月を目安とする）
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及びその保護者と面談して確認）
- 再発の可能性を踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童について、注意深く観察を継続する。

4 重大事態への対処

重大事態とは、

- ① いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、児童が相当の期間（年間30日を目安あるいは一定期間連続して）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「疑い」があった場合（児童や保護者からの申立てを含む）、速やかに伊方町教育委員会へ報告し、その指導の下、調査を行う。
- 調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童やその保護者に説明する。（他の児童の個人情報やプライバシー保護に配慮し、適切に提供する。）
- 調査結果公表以前の保護者・地域、報道機関等への対応は、伊方町教育委員会や校長の指示の下、窓口（原則として教頭）を一本化し、迅速かつ正確に情報を提供する。

5 その他

- 総合教育センター、子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との情報共有を継続的に行う。
- 「学校いじめ防止基本方針」について、年度始めのPTA総会において、校長が説明する。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- 学校評価において、いじめ防止のための取組に関する達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。